

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【公表番号】特表2011-501692(P2011-501692A)

【公表日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-002

【出願番号】特願2010-528950(P2010-528950)

【国際特許分類】

B 01 J 31/08 (2006.01)

C 07 C 31/20 (2006.01)

C 07 C 29/10 (2006.01)

C 08 G 65/10 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

B 01 J 31/08 Z

C 07 C 31/20 A

C 07 C 29/10

C 08 G 65/10

C 07 B 61/00 3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年8月9日(2011.8.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項13

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項13】

前記イオン交換樹脂は、重炭酸塩、カルボン酸塩、重亜硫酸塩、ハロゲン化物、水酸化物及びメタレートアニオンのうちの1つである触媒アニオンを含む請求項11に記載の方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

イオン交換樹脂に存在する架橋するジビニルベンゼンの度合いによって、樹脂の水吸収能力と共に重合体の弾性力との間のバランスは維持され、膨れた樹脂は安定した水分含量に保持される。通常、本発明に用いられるイオン交換樹脂は、約30～約80%の保水率値を有し、約40～約65%の保水率値を有することがより通常的である。より高いジビニルベンゼン架橋を有するイオン交換樹脂においては、ポリマーマトリックスの鎖は、引き伸ばすことができないため、これらの樹脂は、膨張能力に制限があり、少ない水しか保持することができない。より低いジビニルベンゼン架橋を有する樹脂は、それらがより多く膨張することができるため、水をより多く保持することができる。